

# 美濃商工会報

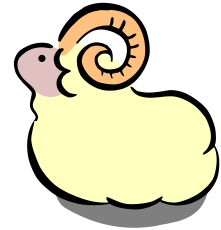
● 発行:美濃商工会 ●

〒698-0203 益田市美都町都茂 1809-2

TEL (0856) 52-2537 FAX (0856) 52-2536

匹見支所/〒698-1211 匹見町匹見イ 42-1

TEL (0856) 56-0220 FAX (0856) 56-0753



## 内 容

- ◆新年のご挨拶  
商工会長 佐々木恵二
- ◆会議報告  
1.第4回役員会開催  
2.親睦グランドゴルフ大会
- ◆青年部  
青年会議所のイベントに参加
- ◆女性部  
1.視察研修  
2.柚子染め試作品作り  
3.女性部員募集
- ◆島根県最低賃金の改定
- ◆益田市へ補助金要望
- ◆工業部会  
建築ボランティアの実施
- ◆防犯カメラの設置
- ◆お知らせ  
1.年末調整  
2.決算申告
- ◆ご存知ですか?
- ◆新春講演会のご案内
- ◆お買物券のご案内

# 謹賀新年

本年も

どうぞよろしく

お願いいたします

# 新年のご挨拶



美濃商工会  
会長 佐々木恵二

謹んで新年のお慶びを申し上げます。皆様には良き新年をお迎えのことと存じます。

平素は当会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて昨年は、プロテニス錦織圭選手の活躍をはじめ、出雲大社権宮司千家国麿さんと高円宮家の次女典子さんの結婚、そして石州半紙(和紙)がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど島根県が全国に注目を浴びた年でありました。

国内の経済は、四月の消費税増税による消費低迷に景気回復の兆しは見られず、特に地域

の小売業は少子高齢化により市場が狭くなり、また、後継者不在など持続が困難な経営状況にあります。

こうした中、昨年六月には、念願でありました小規模事業者に光を当てた「小規模企業振興基本法」が成立施行されました。これは、地域の経済や雇用をささえる極めて重要な小規模事業者を成長発展及び持続的に支援し、日本全体が活力を取り戻すための法律です。

今後、色々な施策が展開される中、会員皆様の個々の課題や方向性など実情にあった指導支援ができるものと期待しております。

最後に、皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。ご挨拶いたします。

## 役員会開催

平成26年12月3日商工会  
匹見支所において役員会を開催しました。議案は、会員の加入脱退、役員の設置定数の見直し、益田市補助金の要望について審議が行われ全ての議案が承認されました。今年度の功労表彰等は以下の通りです。おめでとうございます。

### 島根県知事感謝状

■ 永年勤続役員  
河野充司(理事)

杉島逸朗(監事)

### 全国商工会連合会長表彰

■ 商工会役員功労者  
河本 亮(理事)

米田安成(理事)

### 優良常勤職員

大谷妙子(指導職員)

### 全青連会長感謝状

青木正美(元青年部長)

### 島根県商工会連合会長表彰

■ 商工会役員功労者  
河野克正(副会長)

寺戸五三雄(理事)

前田正則(理事)

青木正美(理事)

### 優良常勤役員

堀越 健(経営指導員)

## 会員親睦 グランドゴルフ大会開催

平成26年11月29日  
(土)、ひだまりパークみとにおいて「第一回親睦グランドゴルフ大会」を開催いたしました。

参加者は、16名で珍プレー、好プレーありでも楽しいひと時をすごしました。



### 〔成績発表〕

優 勝 佐々木恵二さん  
(益美コンサルタント株)

第二位 三浦恭嗣さん  
(事務局長)

第三位 木原恵美子さん  
(木原林業)

第四位 山崎 勉さん  
(おたふく)

第五位 青木正美さん  
(株エイト)

# 青年部

去る 9 月 15 日『発掘!! 益田の 10 周年だよ全員集合』に聖火ランナーとして参加しました。このイベントは、益田青年会議所により益田市発足十周年を記念して企画されたもので、匹見町、美都町、益田市を聖火リレーで繋ぐものです。当日は、青年部から廣兼さん、農原さん、西村さん、中村さんが出場し、美都地区の区間約 1 km ずつ走り、無事聖火を繋ぎました。最後に、聖火はグラントワに到着し、記念のイベントが開催されました。



力走する農原壘君

# 女性部

## 【視察研修】

10 月 7 日、近隣で頑張っている女性の事業所視察ということ、まずは有福温泉の「有福 cafe」と「旅館 樋口」を視察しました。



女将は、美都町出身ということもあり、快く視察を受けてくれました。全ての客室を見せてくれました。客室の内装は全て違っており、温泉街を見下ろす高台に、露天風呂付の和モダンな客室、こだわり抜いたインテリアなど、隠れ宿でリピーターが多い理由がわかりました。

次に向かったのは、浜田市旭町の「地域交流プラザ まんてん」で、店長でもある石中央商工会女性部の大賀さんに案内してもらいました。店舗の様子や、買い物弱者対策として移動販売を行い、売手を伸ばしている様子などを説明してくれました。頑張る女性の共通点は元気さと前向きな姿勢があると感じた一日でした。

## 【柚子染め試作品作り】

11 月 30 日、昨年に引き続き、匹見上振興センターで柚子染めの試作品作りを行いました。草木染めに詳しい斎藤峰子副部長が講師となり、トートバックやハンカチなどいろいろな素材を染めてみました。生地の手みや織り方で染料の入り方が違い、時間をかけて丁寧に染めることが課題となりました。



## ＊＊只今、女性部員

募集中！ ＊＊



各種研修会、物作り講習会や懇親会などを行っています。元気で楽しい仲間と一緒に楽しく活動してみませんか。待ってます！

## 年末年始のご案内

- 仕事納め  
平成 26 年 12 月 26 日(金)
- 仕事始め  
平成 27 年 1 月 5 日(月)

## 専門家派遣事業のご案内

### ◆ 経営力強化アドバイザー派遣事業

新商品開発、販路開拓、生産管理、現場改善など経営改善に取り組む事業者に対して、無料で 3 回専門家を派遣します。

### ◆ エキスパートバンク事業

経営改善や創業を予定する事業者に対し専門的、実践的な技術や技能について深い知識及び実技を有する専門家を、無料で 1 回派遣します。

## 島根県最低賃金が改定されました!!

島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される最低賃金が次のとおり改定されました。この金額は、平成 26 年 10 月 5 日以降の賃金から適用されます。

### 時間額 679 円

尚、最低賃金には①臨時に支払われる賃金②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する賃金④精皆勤手当・通勤手当及び家族手当は含まれません。  
お問い合わせは 益田労働基準監督署 (TEL 22-2351)

美都町内お住まいの高齢者世帯限定で住宅の修繕、補修作業(建付けが悪い、電球、蛍光灯などの取替え、壁、水漏れ、雨漏り等)など、  
本年は 8 軒の申し込みがありました。



商工会工業部会は、今年度も建築ボランティアを実施しました。

手間賃は無料ですが、材料等は実費を頂戴します

工業部会第十一弾「高齢者世帯の住宅手直し奉仕活動」実施



要望書を提出する河野・農原両副会長

11月6日、平成二十七年経営改善普及事業並びに地域振興事業等における商工会益田市補助金(要望額九百三十万円)の要望書を山本市長並びに寺井議長に提出しました。

平成二十七年商工会益田市補助金  
要望書を山本市長、寺井議長に提出

## 匹見地区に街頭防犯カメラを設置!!

『高齢者や児童の見守り、安心で安全な町づくりを目指して』

美濃商工会では、このほど地域貢献事業の一環として益田市防犯協会のご協力により商工会匹見支所駐車場に「防犯カメラ」を設置いたしました。24時間作動し、匹見小学校、匹見中学校近くの交差点を撮影します。平成 26 年 10 月 7 日(金)、益田警察署長さんをはじめ地元の保育園児や中学生、地域安全推進員ら約 40 人を招待して運用開始式を行いました。

式では、河野克正商工会副会長が「安全安心に暮らせる町になるように願っている」と挨拶。続いて来賓にご挨拶を頂戴した後、カメラの運用方法等の説明を受け、式は終了いたしました。



**源泉税の年末調整について**

納期の特例を受けている事業所においては平成 26 年 7 月から 12 月までに支払った給与等からの源泉所得税の納付並びに法定調書を左記の期限までに提出しなければなりません。

〔記〕

■源泉税の納期限

平成 27 年 1 月 20 日(火)

■法定調書の提出期限

平成 27 年 2 月 2 日(月)

**決算・確定申告の準備は**

**お早めー！**

今年も決算の時期を迎えました。帳簿に取引の記入もれなどがないか確認が大切です。年度末の現金、預貯金、たな卸、売掛金、買掛金、借入金などの残高を確認しましょう。

平成 26 年分の確定申告は、

2 月 16 日(月)から

3 月 16 日(月)までが

申告納税期間です。

**商工会で記帳を**

**委託されている方へ**

現在、記帳業務がたいへん混雑しております。日計表の提出は、できるだけお早目をお願いします。

ご存知  
ですか？

**「パートタイム労働者」**

パートタイム労働者とは、一般的には、パートタイム労働法で定義されている「短時間労働者」のことをいい、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者と比べて短い労働者のことを指しています。

法律上は、パートタイム労働者やアルバイトという区別はなく、条件を満たせば呼び名は違っても、全てパートタイム労働者となります。

また、パートタイム労働者も労働者であることに変わりはないので、各種労働法が適用されます。したがって、要件を満たしていれば年次有給休暇も取得できますし、雇用保険や健康保険、厚生年金に加入することも出来ます。

労働者を雇い入れる際、使用者は労働条件を明示すること。特に重要な条件については、文書を交付することが義務付けられています。また、昇給、賞与、退職手当の有無についても文書の交付による明示を義務付けています。

**～新春講演会のお知らせ～**

平成 27 年 1 月 16 日(金)

テーマ:「接客×笑いの法則」 講師:谷厚志さん(経営コンサルタント)

**美都会場**

時間:10 時～11 時 30 分  
場所:商工会本所研修室

- お金をかけずファンを増やす
- クレームを無くしサービスを増やす
- 心をつかむ接客力アップの話し方他

**匹見会場**

時間:13 時 30 分～15 時  
場所:商工会匹見支所

**リニューアルしました!!**



お買物券は、

美都町内

匹見町内で

**お買物券**

商工会では、美都町、匹見町共通のお買物券を販売しております。お祝い事、お見舞い返し、弔事のお返し、催しの景品などにご利用ください。商工会本所及び匹見支所で販売しております。